

資料編

1. 計画策定の経過

日付	内容
令和7年3月25日	第1回小郡市食料・農業・農村政策審議会 (委員委嘱、正副会長専任、事業実績と数値目標の進捗度の報告、今回の計画策定内容の確認)
令和7年5月9日	会長現地視察(農産物直売所、農家)
令和7年6月1日～ 令和7年7月10日	小郡市食料・農業・農村基本計画に関する市民アンケート調査の実施(1,000人配布、回収率33.2%)
令和7年8月6日	第1回「明日の小郡の農業を創る会Ⅱ」会議 (参加者紹介、座長選出、意見交換)
令和7年8月29日	第2回「明日の小郡の農業を創る会Ⅱ」会議 (まとめ提言)
令和7年11月27日	第2回小郡市食料・農業・農村政策審議会
令和8年1月23日	第3回小郡市食料・農業・農村政策審議会
令和8年2月17日～ 令和8年3月4日	小郡市パブリックコメント実施により市民意見聴取
令和8年3月25日	小郡市食料・農業・農村政策審議会より市長へ答申



■小郡市食料・農業・農村政策審議会



■現地視察



■明日の小郡の農業を創る会Ⅱ

2. 小郡市食料・農業・農村政策審議会 委員名簿

役職名	氏名	所属団体名
会長	甲斐 諭	学校法人中村学園
	白木 嘉代	福岡県女性農村アドバイザー
	田竈 貴幸	福岡県青年農業士
	西岡 賢太郎	福岡県指導農業士
副会長	西岡 利子	小郡市農業委員会
	八尋 守昭	小郡市食と農推進協議会
	白水 祐一朗 (久光 嘉徳)	小郡市認定農業者の会
	品川 光利	みい地区担い手営農組織連絡協議会
	木村 朋也	小郡市4Hクラブ
	樋口 光秋 (山田 広道)	みい農業協同組合
	重松 ひろみ	小郡市商工会
	横山 千加子	一般社団法人 小郡市観光協会
	柏 タツ子	おごおり女性協議会
	田竈 久美子	小郡市食生活改善推進会
	行徳 直樹	福岡県 (小郡市立味坂小学校)
	菅根 真一郎 (小賦 幸一)	福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター
	合原 綾子 (中野 聡)	小郡市

※ () 内は令和7年11月26日まで

【敬称略】

3. 明日の小郡の農業を考える会Ⅱ 参加者名簿

氏名	所属団体名
松尾 優佑	小郡校区認定農業者
草場 勝彦	三国校区認定農業者
平山 和寛	立石校区認定農業者
藤井 豊志	御原校区認定農業者
寺崎 英一	味坂校区認定農業者
中原 日登美	宝満の市
中村 登	小郡市商工会
百瀬 光子	おごおり女性協議会
中村 裕明	J Aみい青年部
大中 陽介	J Aみい青年部
成富 良子	一般公募
松尾 勇汰	一般公募
本山 秀一	みい農業協同組合（オブザーバー）
菅根 真一郎	福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター （オブザーバー）

【敬称略】

4. 小郡市食料・農業・農村基本条例（抜粋）

平成 25 年 9 月に策定した小郡市食料・農業・農村基本条例の概要について、抜粋して以下に示します。

○目的

第 1 条 この条例は、本市の食料、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、農業者の意欲の向上を図るとともに、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、もって本市の農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

○基本理念

第 2 条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

○基本的施策

第 7 条 市は、第 2 条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を食料、農業及び農村の基本的な事項として各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策
- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策
- (3) 農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策

- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策
- (8) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策
- (9) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (10) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策

[小郡市食料・農業・農村基本条例（平成25年9月施行）より抜粋]

5. (国) 食料・農業・農村基本法 (抜粋)

令和6年6月に25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法では、食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、農村の振興の基本的施策が示されています。以下にその抜粋を示します。

食料・農業・農村基本法

※ 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律
(令和6年法律第44号)による改正後のもの

目次

第1章 総則 (第1条—第16条)

第2章 基本的施策

第1節 食料・農業・農村基本計画 (第17条)

第2節 食料安全保障の確保に関する施策 (第18条—第25条)

第3節 農業の持続的な発展に関する施策 (第26条—第42条)

第4節 農村の振興に関する施策 (第43条—第49条)

第3章 行政機関及び団体 (第50条・第51条)

第4章 食料・農業・農村政策審議会 (第52条—第56条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(食料安全保障の確保)

第2条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障(良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。)の確保が図られなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。

6 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

（環境と調和のとれた食料システムの確立）

第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。

（多面的機能の発揮）

第4条 国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に鑑み、将来にわたって、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第5条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農業生産活動における環境への負荷の低減は、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）の維持増進に配慮して図られなければならない。

(農村の振興)

第6条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 食料・農業・農村基本計画（第17条）

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

第2節 食料安全保障の確保に関する施策（第18条—第25条）

- ・食料消費に関する施策の充実
- ・食料の円滑な入手の確保
- ・食品産業の健全な発展
- ・農産物等の輸入に関する措置
- ・農産物の輸出の促進
- ・食料の持続的な供給に要する費用の考慮
- ・不測時における措置
- ・国際協力の推進

第3節 農業の持続的な発展に関する施策（第26条—第42条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・専ら農業を営む者等による農業経営の展開
- ・農地の確保及び有効利用
- ・農業生産の基盤の整備及び保全
- ・先端的な技術等を活用した生産性の向上
- ・農産物の付加価値の向上等
- ・環境への負荷の低減の促進
- ・人材の育成及び確保
- ・女性の参画の促進
- ・高齢農業者の活動の促進
- ・農業生産組織の活動の促進
- ・農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進
- ・技術の開発及び普及
- ・農産物の価格の形成と経営の安定
- ・農業災害による損失の補填

- ・ 伝染性疾病等の発生予防等
- ・ 農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定

第4節 農村の振興に関する施策（第43条—第49条）

- ・ 農村の総合的な振興
- ・ 農地の保全に資する共同活動の促進
- ・ 地域の資源を活用した事業活動の促進
- ・ 障害者等の農業に関する活動の環境整備
- ・ 中山間地域等の振興
- ・ 鳥獣害の対策
- ・ 都市と農村の交流等

第3章 行政機関及び団体（第50条・第51条）

（行政組織の整備等）

第50条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

（団体の相互連携及び再編整備）

第51条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体について、相互の連携を促進するとともに、効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食料・農業・農村政策審議会（第52条—第56条）

（設置）

第52条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第53条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第54条 審議会は、委員30人以内で組織する。

（資料の提出等の要求）

第55条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第56条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

〔食料・農業・農村基本法（国）（令和6年6月施行）より抜粋〕

6. (国) 食料・農業・農村基本計画 (抜粋)

計画では、改正された食料・農業・農村基本法で定める食料安全保障の確保、農業の持続的な発展、農村の振興等の基本理念の実現を図る観点から、5つのテーマと国民理解を設定しています。食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策の抜粋を以下に示します。

I. 我が国の食料供給【農業の持続的な発展】

1 国内の食料供給 (水田政策の見直し)

2 食料自給力の確保

(1) 品目別の農業構造転換の方向性

(2) サステイナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

- ① 地域計画を核とする取組 (担い手の育成・確保)
- ② 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化 (農業法人、女性参画)
- ③ 持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備 (若者、女性、外国人、障害者)

(3) 農業の生産基盤の確保に向けた取組

- ① 農地の確保に向けた取組 (農地の総量確保と適正利用、荒廃農地の発生防止・解消)
- ② 農業生産基盤の整備・保全 (農地の大区画化、草刈り・水管理等省力化、水田の汎用化・畑地化)

(4) 生産性向上に向けた取組

- ① 生産性向上に対応した基盤整備 (スマート農業、担い手への農地の集積・集約、防災・減災)
- ② スマート農業技術等の開発・普及促進

II. 輸出の促進 (輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化)

III. 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム【食料安全保障の確保】

1 食品アクセスの確保

(1) 平時における食品アクセスの確保

- ① 物理的アクセスの確保 (買物困難者への交通手段、移動販売、宅配)

IV. 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮【農業の持続的な発展】

1 農業生産活動における環境負荷の低減

(1) 環境負荷低減に向けた横断的な取組 (みどりの食料システム)

(2) 環境負荷低減に向けた個別分野の取組

- ① 気候変動対策の推進
- ② 生物多様性の保全等に関する取組の推進 (化学農薬・肥料低減、有機農業)
- ③ 農林漁業循環経済地域の創出 (バイオマス、再生可能エネルギー)

- 2 食品産業・消費における環境負荷の低減（食品ロスの削減）
- 3 多面的機能の発揮
 - (1) 多面的機能への国民理解促進
 - (2) 多面的機能の発揮の促進のための共同活動（多面的機能支払制度、共同活動）

V. 農村の振興【農村の振興】

- 1 多様な人材が農村に関わる機会の創出（移住・定住、異分野）
- 2 農村における所得の向上と雇用の創出
 - (1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進（6次産業化、多様な就労機会）
 - (2) 農泊の推進（多様な地域資源を活用）
 - (3) 農福連携の推進（障害者の社会参画、ユニバーサル農園、バリアフリー化整備）
- 3 農村に人が住み続けるための条件整備
 - (1) 農村型地域運営組織（農村 RMO）の育成
 - (2) 生活インフラ等の確保
- 4 地域の共同活動の維持
- 5 中山間地域等の振興
 - (1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進
 - ① 農業生産条件の不利の補正
 - ② 集落機能の維持
 - ③ 地域の土地利用構想の作成・実現
 - (2) 中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進（ブランド化）
- 6 鳥獣被害対策
 - (1) 鳥獣被害防止対策の推進
 - (2) ジビエ利用の拡大
- 7 都市農業の振興（農業体験・交流活動の場）
- 8 農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大
 - (1) 棚田・農業遺産の魅力の発信（WEB サイト・SNS 等情報発信）
 - (2) 農業体験の推進（農産物の栽培や収穫等を体験する機会）

VI. 国民理解の醸成【食料】

- 1 食育の推進
 - (1) 学校等での食育の強化（農業への理解、給食で地場産物や有機農産物の活用）
 - (2) 「大人の食育」の推進（食生活の改善）
 - (3) 国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大（地産地消や農業体験）
- 2 食文化の保護・継承
 - (1) 和食に接する機会の確保
 - (2) 和食文化の保護・継承（郷土料理の継承）

〔食料・農業・農村基本計画（国）（令和7年4月策定）より抜粋〕

7. 福岡県農林水産振興基本計画（抜粋）

福岡県では令和4年3月、福岡県農林水産業・農山漁村振興条例（平成26年福岡県条例第51号）第7条第1項に基づき、農業・農村の持続的発展と県民の健康で心豊かな生活を実現するため、新たな農業計画を策定しました。

この計画では、消費者ニーズに対応した生産力やブランド力の強化、次代を担う「人財」の育成、家畜防疫の強化や地産地消といったワンヘルスの推進、頻発する気象災害を踏まえた防災・減災対策などの施策を中心に、稼げる農林水産業の実現に向け、取り組む施策の方向性を明確にしています。そして、その実現に向けた施策の展開方向として、5つの柱を設けています。（この他に、主要品目について振興方向を示しています。）

以下にその抜粋を示します。

1) マーケットインの視点で生産力を強化

○ 消費者ニーズに対応した生産を促進

- ・優良品種・家畜、先進的な施設や機械等の導入により、品質向上と安定生産を促進
- ・優良種苗の安定供給を推進
- ・鮮度保持や一次加工、出荷規格の見直し等により、消費者ニーズへの対応力を強化

○ DXを推進し、高品質・高収量・省力化を実現

- ・生産から販売、消費までのデジタルデータを収集・分析し、次期作への利活用や経営改善を促進
- ・デジタル化した物流情報を共有・活用できるシステムを構築し、物流の効率化を推進・AIやIoT等のスマート技術やロボット技術等を導入し、高品質・高収量・省力化を実現
- ・農産物の知的財産戦略を推進

○ 生産基盤を強化し、集約化と大規模化を推進

- ・農業水利施設等の計画的な整備により、生産基盤を強化
- ・農地の大区画化や集積・集約化を促進

2) 「選ばれる福岡県」に向けてブランド力を強化し、販売を促進

○ 世界に福岡の農林水産物等の魅力を発信し、輸出を拡大

- ・市場調査やニーズ把握を強化し、県産農林水産物や加工品の輸出を拡大
- ・輸出先国の規制に対応した輸出産地づくりを推進
- ・現地でのフェア開催等による情報発信を強化し、県産農林水産物等の認知度を向上
- ・九州各県等と連携した農林水産物のPR、販売を促進
- ・海外での品種登録・商標登録により、知的財産を戦略的に活用

○ 県独自品種や新技術の開発・普及を加速

- ・気候変動や消費者・実需者ニーズに対応した新品種を開発を加速
- ・現地実証の拡大により、新品種の普及を迅速化
- ・生産現場と連携し、高品質化・低コスト化技術を開発・実証

○ 福岡の農林水産物等の認知度向上と販売を促進

- ・首都圏や関西圏等での販売促進活動を通じ、県産農林水産物や加工品の一体的な売込みを強化
- ・有名店での「福岡フェア」の開催や大規模な大会等でのPRにより、県産農林水産物等の認知度を向上
- ・外食事業者等のニーズの把握と産地へのフィードバックを強化
- ・消費者ニーズを捉え、付加価値の高い6次化商品の開発を促進
- ・共同輸送等で流通コストを削減し、県外での有利販売を促進

3) 農林水産業の次代を担う「人財」を育成

○ 農林漁業者の経営発展を推進

- ・農業大学校を拠点としたリカレント教育により、先進技術等に対応できる人材育成
- ・農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術指導を強化
- ・農業経営の複合化・法人化、雇用導入等により、経営を強化

○ 産地の受入体制を強化し、新規就業者の確保・定着を促進

- ・就業希望者への相談・斡旋体制を強化
- ・農業大学校の機能強化やトレーニングファーム等の地域に密着した研修機関の整備により、就農前後の支援を強化
- ・労働環境の改善を通じ、林業の担い手を確保
- ・地域での研修や受入体制づくりにより、漁業就業者の定着を強化

○ 女性農林漁業者の能力発揮を促進

- ・女性農林漁業者へのリカレント教育や起業活動支援により、女性経営者を育成
- ・男女共同参画社会の実現に向け、農山漁村における女性農林漁業者の社会参画促進

○ 農福連携を推進

- ・農業者に対する農福連携への理解を促進
- ・関係団体と連携し、農業分野での障がいのある方の活躍の場を拡大
- ・障がいのある方が働きやすい環境整備を促進

4) 持続可能な農林水産業に向けワンヘルスを推進

○ ワンヘルスの実践につながる地産地消や食育を推進

- ・農林水産物のワンヘルス認証制度等を通じ、県民のワンヘルスへの理解を促進
- ・農林漁業応援団づくりや魅力ある直売所づくり等により、地産地消の取組を強化
- ・産地との連携を強化し、学校給食における県産農林水産物の利用を拡大
- ・農林漁業体験や生産者との交流、食文化の発信等を通じ、食育を推進

○ 環境に配慮した生産と食の安全・安心を推進

- ・減農薬、減化学肥料栽培など、環境に配慮した農業を推進
- ・GAPや集荷・加工施設の衛生管理の強化により、安全・安心な農林水産物等の生産を推進
- ・県民の「食」の選択に必要な適正な食品表示を推進

5) 安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進

○ 防災・減災対策を強化

- ・ 農業水利施設等を活用し、流域治水を推進
- ・ 計画的な森林整備と治山施設やため池、漁港等の適正な管理や整備により、防災機能を向上
- ・ 地域の実状に合った防災施設の整備や農地の利用を推進し、災害リスクを低減
- ・ 被災した農林水産施設を速やかに復旧し、農林漁業者の生産継続を支援
- ・ リスクに備え収入保険制度等への加入を促進

○ 中山間地域をはじめとした農山漁村の活力を向上

- ・ 中山間地域の特性に合った収益性の高い農林産物の栽培や特産物づくりを推進
- ・ 地域資源を活かした農泊等の取組により、魅力ある農山漁村づくりを促進
- ・ 企業や都市住民等の参加や移住定住の促進で、農山漁村を支える多様な人材を確保

○ 農山漁村の多面的機能を維持・強化

- ・ 地域の共同活動等の支援を強化し、農地の保全や水路等の維持を推進
- ・ CO₂吸収等の公益的機能を発揮できる森林づくりを推進
- ・ 荒廃農地の発生を抑制するとともに、再生を支援

○ 鳥獣被害対策を総合的に展開

- ・ 里山保全の取組等により、侵入防止を徹底
- ・ 狩猟者等の人材育成と市町村の枠を越えた広域的な取組により、捕獲体制を強化
- ・ 「ふくおかジビエ」の魅力発信と加工用途の拡大により、獣肉の利用を促進

[福岡県農林水産振興基本計画（令和4年3月策定）より抜粋]

8. 市民アンケート調査結果

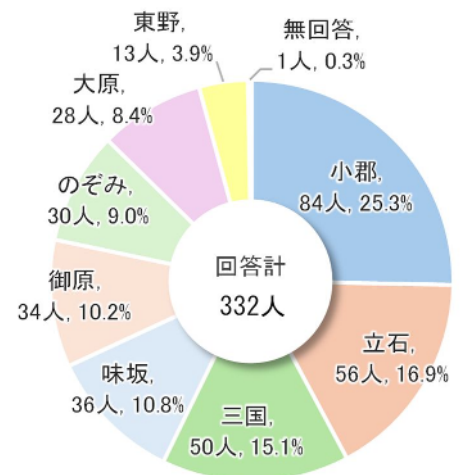
■市民アンケート調査の概要

令和7年6～7月、18歳以上の小郡市民から1000人を無作為に抽出し調査を行いました。5月30日に郵送して7月10日までに回収、有効回収率は33.2%でした。

問1. 回答者属性

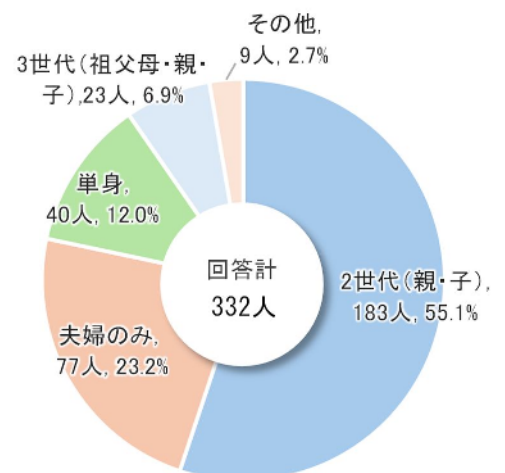
① 回答者の居住地区（小学校区）

回答者の居住地区は、「小郡」（25.3%）が最も多く、次いで「立石」（16.9%）、「三国」（15.1%）の順となりました。逆に最も少ないのは「東野」（3.9%）でした。



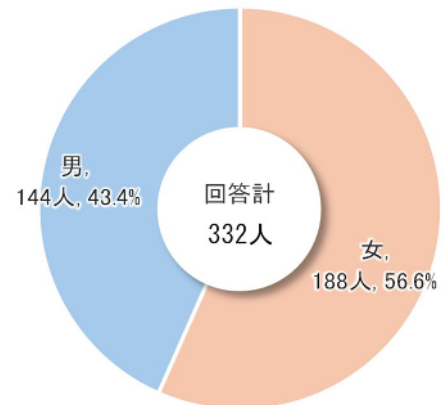
② 世帯構成

回答者の世帯構成は、「2世代（親・子）」（55.1%）が最も多く、次いで「夫婦のみ」（23.2%）、「単身」（12.0%）の順となりました。



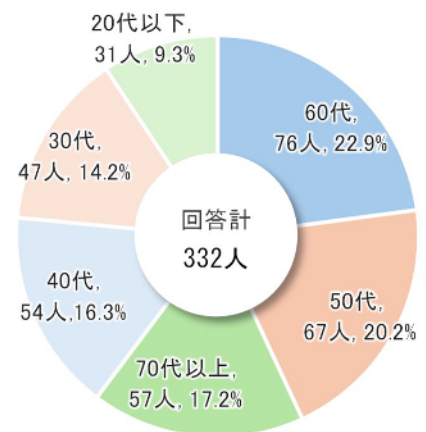
③ 性別

回答者の性別は、「女性」(56.6%)、「男性」(43.4%)で女性がやや多いです。



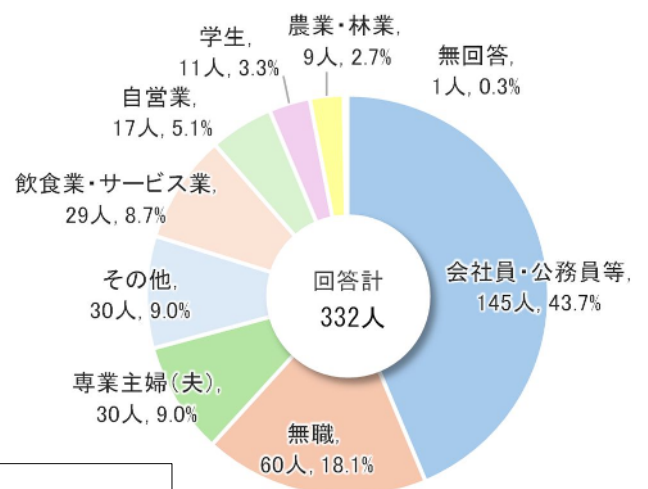
④ 年齢

回答者の年齢は、「60歳代」(22.9%)が最も多く、次いで「50歳代」(20.2%)、「70歳以上」(17.2%)の順となりました。



⑤ 職業

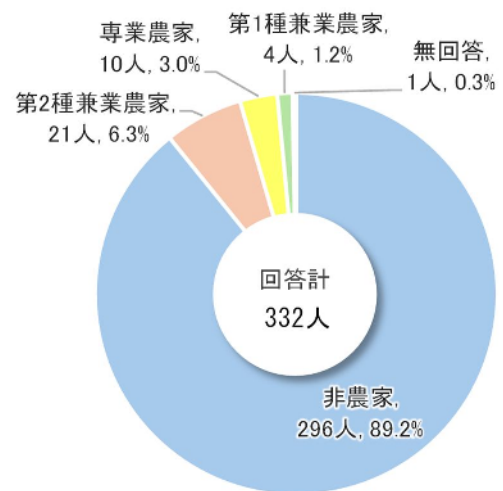
回答者の職業は、「会社員・公務員等」(43.7%)が最も多く、次いで「無職」(18.1%)、「専業主婦(夫)」(9.0%)の順となりました。



<「その他」の記入回答>
・介護関係 ・福祉関係 ・製造関係 ・医療関係
・保育関係 ・パート ・専門職 ・サービス関係
・マンガ家 ・保育士 ・派遣社員

⑥ 農業従事者

農家と非農家の割合は、「非農家」(89.2%)が約9割と多くを占めました。残り約1割が農家で、その内訳は多い順に「第2種兼業農家」(6.3%)、「専業農家」(3.0%)、「第1種兼業農家」(1.2%)となりました。

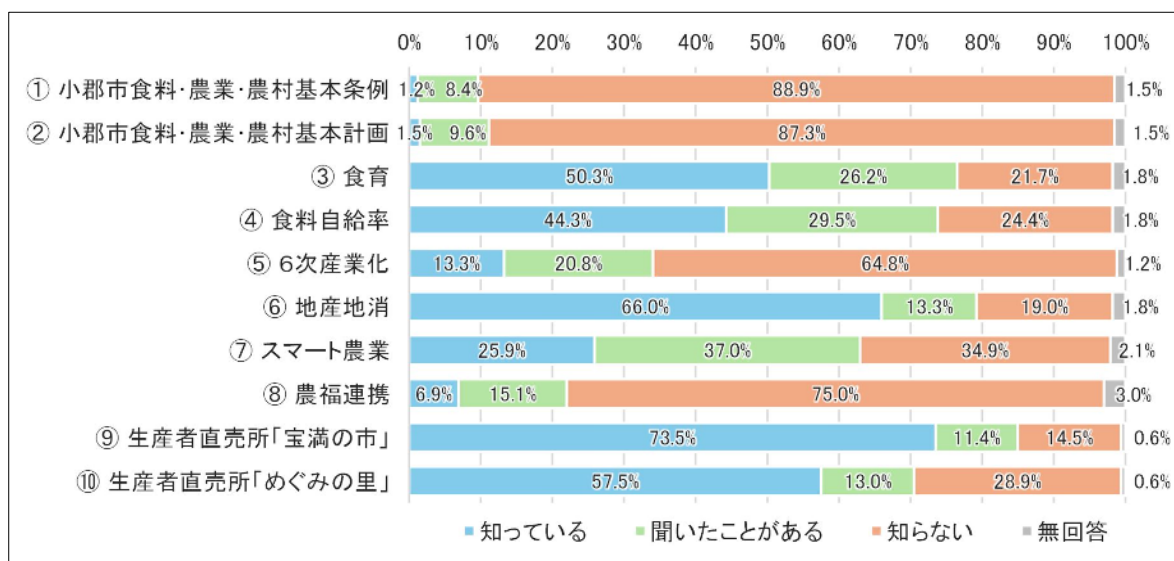


問2. あなたは以下のことについてどの程度ご存じですか。(①～⑩の項目が対象)

施策(①と②)の認知度(「知っている」の回答率)については、「①小郡市食料・農業・農村基本条例」と「②小郡市食料・農業・農村基本計画」とともに1%台と低い水準となりました。

施策関連の用語(③～⑧)の認知度については、「⑥地産地消」(66.0%)と「③食育」(50.3%)で5割を超えたものの、「⑦スマート農業」(25.9%)、「⑤6次産業化」(13.3%)、「⑧農福連携」(6.9%)の3項目では5割を大きく下回りました。

生産者直売所(⑨と⑩)の認知度については、「⑨宝満の市」(73.5%)、「⑩めぐみの里」(57.5%)とともに5割を超えていますが、今後より一層のPR活動が望まれます。



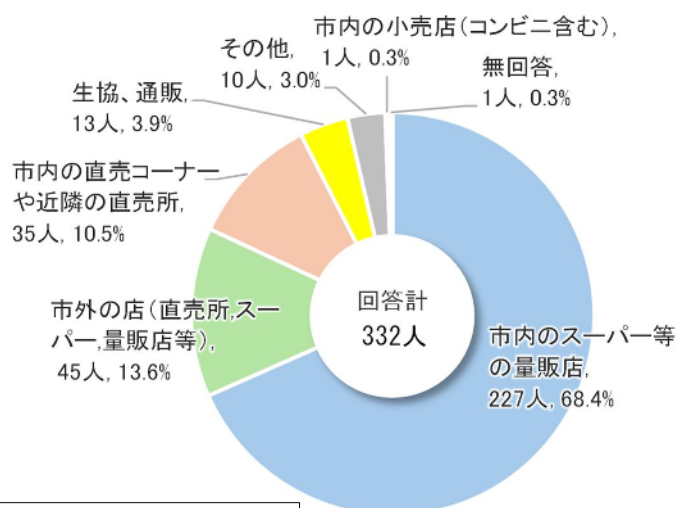
問3. 子どもの食育で大切だと思われることは何ですか。(3つまで回答可)

子どもの食育で大切だと思われることについては、「規則正しく3食をとる」(20.1%)が最も多く、次いで「栄養バランスのとれた食事」(18.6%)、「家族などと一緒に食事をとる」(14.5%)となりました。逆に最も少ないのは「地元産の食材や郷土料理を食べる」(2.8%)であり、今後の地元産食材や郷土料理のPRが望まれます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	規則正しく3食をとる	198	20.1%
2	栄養バランスのとれた食事	183	18.6%
3	家族などと一緒に食事をとる	143	14.5%
4	食べ物への感謝	136	13.8%
5	食材を無駄にしない	100	10.2%
6	農業体験や収穫体験	68	6.9%
7	食材の旬や栄養を学ぶ	65	6.6%
8	収穫・調理などの体験活動	62	6.3%
9	地元産の食材や郷土料理を食べる	28	2.8%
10	その他	1	0.1%
11	無回答	0	0.0%
計		984	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		・食中毒対策	

問4. 農産品(米、野菜、果物、肉類)を主にどこで購入していますか。

食料の主な購入先については、「市内のスーパー等の量販店」(68.4%)が約7割を占めて圧倒的に多いです。次いで「市外の店(直売所、スーパー、量販店等)」(13.6%)、「市内の直売コーナーや近隣の直売所」(10.5%)となりました。

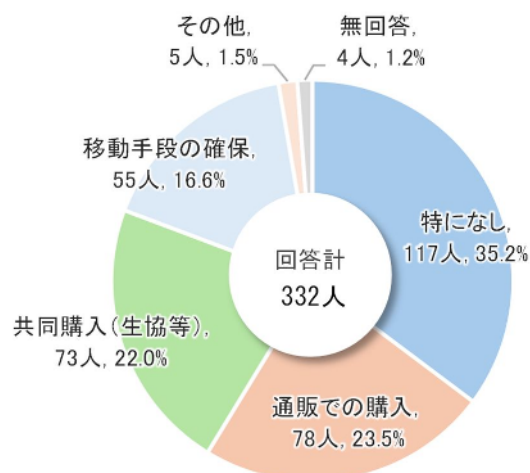


<「その他」の記入回答>

- ・親族が農家のためお米をもらっている。・上記の店をまんべんなく利用している。
- ・自給自足・施設で食事の提供を受けている。・それらの購入は家族がしている。
- ・自分では購入していない。・野菜は自作、米は生産者から。・ほとんど買わない。

問5. 将来（5年後くらい）近隣の店で農産品（米、野菜、果物、肉類）が購入できなくなる場合の対策として検討していることはありますか。

近い将来の地域での農産品購入に対する懸念については、「特になし」（35.2%）が最も多いものの、次いで「通販での購入」（23.5%）、「共同購入（生協等）」（22.0%）、「移動手段の確保」（16.6%）の3項目を合わせると約6割を超えており、対策を考えている市民が多いことがうかがえます。



<「その他」の記入回答>
 ・購入ができなくなることを考えていない。
 ・老人ホームでの入居、食事
 ・農家さんから直接買う。

問6. 農産物（米、野菜、果物、肉類）を購入するときに重視していることは何ですか。（3つまで回答可）

農産物の購入時に重視していることについては、「価格」（27.0%）が最も多く、直近の米不足をはじめとする食料品の価格高騰の影響がみられます。次いで「安全・安心」（26.4%）、「鮮度」（25.3%）となっており、これら3つが市民の購入時における大きな視点となっています。

順位	選択肢	回答数	割合
1	価格	260	27.0%
2	安全・安心	254	26.4%
3	鮮度	244	25.3%
4	無農薬・減農薬	37	3.8%
5	地元産	37	3.8%
6	食味	35	3.6%
7	栄養	34	3.5%
8	ブランド(農産物の生産者、生産地等)	20	2.1%
9	農産物の見た目	19	2.0%
10	調理が簡単	18	1.9%
11	その他	3	0.3%
12	無回答	2	0.2%
13	包装	0	0.0%
計		963	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・国内産で添加物の種類が重要 ・旬かどうか		

問7. 農産物（米、野菜、果物、肉類）を市内の直売コーナーや近隣の直売所で購入する場合、その理由は何ですか。（3つまで回答可）

農産物を直売所で購入する理由については、「新鮮・品質の良さ」（31.3%）が最も多く、次いで「価格」（25.0%）、「安全・安心」（20.5%）となっており、直売所での市民の大きな購入理由となっています。

順位	選択肢	回答数	割合
1	新鮮・品質の良さ	265	31.3%
2	価格	212	25.0%
3	安全・安心	174	20.5%
4	地域農業・農村の活性化	104	12.3%
5	品揃え	39	4.6%
6	利用していない	37	4.4%
7	生産者との交流	8	0.9%
8	その他	7	0.8%
9	無回答	2	0.2%
計		848	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		・珍しい品種のものがあるため ・農薬の少なさ ・家から近い所 ・コストコ程度 ・生産者の顔が見える ・大きさにばらつきはあるが新鮮で安い	

問8. 小郡市の農業の今後のあり方についてどれが重要だと思いますか。（3つまで回答可）

小郡市の農業の今後のあり方で重要と思うことについては、「担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成」（24.1%）が圧倒的に多く、担い手や後継者不足を懸念している市民が多いことがうかがえます。次いで多いのが「地産地消と食料自給率の向上」（10.5%）、「農家が大規模経営できる基盤整備・農地集積と支援」（10.1%）、「現在の営農（農作物の種類や栽培面積、労働力）の維持」（9.6%）で、3つが並ぶ形となっています。

順位	選択肢	回答数	割合
1	担い手や農業後継者の育成、経営者視点の農業者の育成	220	24.1%
2	地産地消と食料自給率の向上	96	10.5%
3	農家が大規模経営できる基盤整備・農地集積と支援	92	10.1%
4	現在の営農（農作物の種類や栽培面積、労働力）の維持	88	9.6%
5	地域の農産物のブランド化、6次産業化	66	7.2%
6	地域に合った作物づくり	63	6.9%
7	災害に強い農業の推進	58	6.4%
8	企業参入や法人化	53	5.8%
9	スマート農業の推進	50	5.5%
10	無農薬・減農薬・有機栽培などの作物づくり	40	4.4%
11	耕作放棄地対策による景観維持、農地の維持	37	4.1%
12	農村景観の保全や自然環境と共生した農業の推進	17	1.9%
13	有害鳥獣対策による農作物の保護	12	1.3%
14	都市と農村の交流	9	1.0%
15	農福連携	5	0.5%
16	無回答	4	0.4%
17	その他	3	0.3%
計		913	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		・米を作っても利益が出る仕組みづくり ・作業後の泥・土を車道や歩道に落とさないなどの意識改革 ・景観を生かして、農産物が購入できる場所をつくること。	

問9. 小郡市の農業の維持や担い手・後継者確保の方法について、どれが重要だと思いますか。(3つまで回答可)

小郡市の農業の担い手や後継者確保の方法で重要だと思われることについては、「若い人が就農したくなる環境をつくる」(28.7%)、「収益向上につながる農業を進める」(25.6%)の2つが特に多く、若手就農者の確保と農業収益向上に向けた施策強化の必要性がみられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	若い人が就農したくなる環境をつくる	252	28.7%
2	収益向上につながる農業を進める	225	25.6%
3	農作業の受託組織や農業生産法人等の大規模農業により雇用を進める	120	13.7%
4	女性や高齢者等多様な人材が農業をすることができる環境をつくる	86	9.8%
5	企業参入を図る	68	7.7%
6	農業者の居住環境向上等の生活環境整備を推進する	62	7.1%
7	都市等からの農家への農業支援(援農)を行う	40	4.6%
8	農家が自ら後継者を育成する	18	2.1%
9	無回答	7	0.8%
10	その他	0	0.0%
計		878	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・道の駅等の農家直納の販売所の設置 ・負担を分散できるようなシステムづくり ・パート、アルバイト ・安定した収入基盤の整備 ・年収いくらを決めて収入保証をする ・市、JAの関係を強化		

問10. 今後、小郡市の地元産農産物を広めるためには、どれが重要だと思いますか。(2つまで回答可)

小郡市の地元産農産物を広めるために重要だと思われるものについては、「市内・市外スーパー等の量販店に小郡産コーナーを積極的に設置」(22.2%)が最も多く、次いで「加工品や特産品づくり」(17.4%)、「イメージや知名度アップにつながる取り組み」(17.1%)が多いです。

順位	選択肢	回答数	割合
1	市内・市外スーパー等の量販店に小郡産コーナーを積極的に設置	143	22.2%
2	加工品や特産品づくり	112	17.4%
3	イメージや知名度アップにつながる取り組み	110	17.1%
4	マスメディアによる積極的なPR	87	13.5%
5	供給体制の整備(選果場や加工施設等)	84	13.1%
6	輸出や宅配・インターネット販売を推進	62	9.6%
7	福岡市など都市圏での定期的な販売会の実施	31	4.8%
8	その他	11	1.7%
9	無回答	3	0.5%
計		643	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・減農薬や有機栽培 ・ふるさと納税の活用 ・品質の向上 ・SNS活用 ・道の駅 ・出荷(運搬)作業の外部依頼で農家の負担を減らす&新鮮な野菜を早く届ける。 ・地元野菜で作った食事をする店を作ってほしい。 ・例えばですが、県道88号と132号が交わるあたり(力武?の交差点)から花立山が見えますが、田園風景と花立山とが開放的に見えて、あの道沿いに、「道の駅」とまで言いませんが、農産物が買える場所があり、景色を見ながら飲食できたりするような通りができていいと思います。		

問 11. 小郡市の農業を維持するにあたって消費者と生産者との関わりで、ご自身ができると思うことはありますか。次の中から選んで下さい。(いくつでも回答可)

小郡市の農業維持のための消費者と生産者の関わりで、自身ができると思うことについては、「地元農産物の購入」(47.1%)と圧倒的に多く、次いで「直売会等イベント等への参加」(26.2%)となりました。

順位	選択肢	回答数	割合
1	地元農産物の購入	288	47.1%
2	直売会等イベントへの参加	160	26.2%
3	SNS等での農産物の情報発信	56	9.2%
4	農家の支援(手伝い等)	54	8.8%
5	農業体験	49	8.0%
6	その他	3	0.5%
7	無回答	1	0.2%
計		611	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		—	

問 12. 小郡市の農業・農村を振興するために、消費者と生産者の交流事業はどれが重要だと思いますか。(3つまで回答可)

小郡市の農業・農村の振興のための、消費者と生産者の交流事業で重要と思われるものについては、「情報発信(広報、チラシ、SNS)」(24.9%)がと最も多く、次いで「市内の販売イベント」(22.9%)、「農家レストラン、古民家カフェ」(18.8%)となっており、広報・チラシ・SNS等を使った情報発信や、販売イベント等の開催、農家レストラン等の交流の場等の必要性がみられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	情報発信(広報、チラシ、SNS)	217	24.9%
2	市内の販売イベント	200	22.9%
3	農家レストラン、古民家カフェ	164	18.8%
4	市外の販売イベント	84	9.6%
5	農作業体験	83	9.5%
6	観光農園	66	7.6%
7	市民農園	38	4.4%
8	農家民泊	14	1.6%
9	その他	6	0.7%
10	無回答	1	0.1%
計		873	100.0%
「その他」記入欄の回答内容		<ul style="list-style-type: none"> ・交流が生産者の負担になるようなら、交流事業が重要とは思わない。 ・若いお母さん達が働いた後の帰宅時に、保育園等でおかずが”身近”に”安心”して手配できるシステム。 ・道の駅の設置 ・海外進出 ・ラッシュファームがインスタに挙げているやり方を良い例として市が主体として取組む。 	

問 13. あなたが、小郡市の農業・農村に関する情報源としている媒体はどれですか。(3 つまで回答可)

小郡市民が市の農業・農村に関する情報源として挙げている媒体は、「市広報」(32.3%)で圧倒的に多く、市の広報活動の成果がみられます。次いで「特に情報を得ていない」(14.2%)となっており、情報を得ていない市民も比較的多くいます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	市広報	207	32.3%
2	特に情報を得ていない	91	14.2%
3	SNS等	69	10.8%
4	JA広報誌	67	10.5%
5	テレビ、ラジオ	62	9.7%
6	チラシ、ポスター	55	8.6%
7	新聞	43	6.7%
8	市ホームページ	39	6.1%
9	その他	8	1.2%
10	無回答	0	0.0%
計		641	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・近隣農家との交流や他産地の視察など ・友人 ・農家の人達から直接聞く ・近隣の農家から ・口コミ ・業務上 ・私は何でも(ここにあるものは全て)見ますが、小郡の住民として、農業や農村に関する情報がされているという印象がありません。		

問 14. 農業・農村については、食料生産以外に次のような多面的機能があります。あなたが期待するものはどれですか。(3 つまで回答可)

農業・農村における食料生産以外の多面的機能について期待するものについては、「自然環境保全(生物の生息、気候緩和、大気浄化等)」(25.1%)が最も多く、次いで「国土の保全と洪水防止、土砂浸食防止、地下水づくり等」(20.4%)、「地域社会の維持・活性化(農産物加工販売による産業振興等)」(20.0%)がほぼ並んでおり、自然環境及び国土や農地の保全への期待がうかがえます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	自然環境保全(生物の生息、気候緩和、大気浄化等)	213	25.1%
2	国土の保全と洪水防止、土砂浸食防止、地下水づくり等	173	20.4%
3	地域社会の維持・活性化(農産物加工販売による産業振興等)	170	20.0%
4	保健休養(すんだ空気、きれいな水、美しい緑等のうるおいと安らぎの空間)	122	14.4%
5	良好な景観形成(四季の農村風景等)	98	11.5%
6	文化の伝承(農業にまつわる歴史風土、祭り、伝統芸能等)	70	8.2%
7	その他	3	0.4%
8	無回答	1	0.1%
計		850	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・国の食糧確保など ・宝満川にカモが飛来してくるので、あの景観を生かしてほしい。		

問 15. 地域の快適な生活環境づくりには、どれが重要だと思いますか。(3 つまで回答可)

地域の快適な生活環境づくりで重要だと思われるものについては、「地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり」(13.3%)が最も多く、次いで「生活環境(家庭雑排水・し尿処理、ごみの収集・処理、上水道)の向上」(12.7%)、「安全対策(消防等の火災防止、街灯、巡回等の犯罪防止、交通安全対策)」(11.6%)となっています。公園等の快適な環境整備や、上下水道等の生活環境の整備、交通や犯罪等に対する安全対策が求められており、これらは定住環境の必須条件と考えられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	地域の快適な環境(公園・広場、緑地の緑、水辺の環境)づくり	125	13.3%
2	生活環境(家庭雑排水・し尿処理、ごみの収集・処理、上水道)の向上	119	12.7%
3	安全対策(消防等の火災防止、街灯、巡回等の犯罪防止、交通安全対策)	109	11.6%
4	通勤・通学、買い物等のバス等公共交通機関の便利さや道路の改良	97	10.4%
5	地域での買い物の便利さ	94	10.0%
6	災害防止(洪水や崖崩れ等の対策)	84	9.0%
7	保健・医療施設、老人福祉、ケア施設の便利さ	63	6.7%
8	農村景観(水田、畑、森林、川、池)の維持	60	6.4%
9	学校・児童福祉施設の充実	50	5.3%
10	空き家住宅対策、古民家の活用、公営住宅の充実	38	4.1%
11	公共施設(集会施設、文化施設、スポーツ施設等)の充実や便利さ	34	3.6%
12	地域コミュニティ(近所づきあい、祭り等)の維持	29	3.1%
13	悪臭、騒音対策	25	2.7%
14	無回答	6	0.6%
15	その他	4	0.4%
計		937	100.0%
「その他」記入欄 の回答内容	・安心な水 ・保育所の確保、待機児童を減らす ・技能実習生などによる空き家活用、防犯対策		

問 16. あなたは、農村の基盤整備としては、どれが重要だと思いますか。(農家の方のみへの質問、3 つまで回答可)

農家を対象とした質問で、農村の基盤整備で重要だと思われるものについては、「ほ場整備事業により区画、用排水、道路の整備を行い効率化する」(20.8%)が最も多く、次いで「農村地域の排水路等を改修・整備し、農地・宅地等の災害や湛水等の被害を防止する」(19.4%)、「用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する」(16.7%)となっており、水路の改修・整備や災害対策の必要性がみられます。

順位	選択肢	回答数	割合
1	ほ場整備事業により区画、用排水、道路の整備を行い効率化する	15	20.8%
2	農村地域の排水路等を改修・整備し、農地・宅地等の災害や湛水等の被害を防止する	14	19.4%
3	用水路や堰等を改修・整備し、安定した用水を確保する	12	16.7%
4	農村生活環境整備により居住環境を改善する	9	12.5%
5	客土、暗渠排水等を整備して良好な生産条件を創出する	8	11.1%
6	農道の改修を行い、農地への行き来の利便性、安全性を図る	5	6.9%
7	老朽化したため池等を改修して、農地・集落等への災害防止を図る	5	6.9%
8	有機堆肥などによる土壌改良を行う	2	2.8%
9	その他	2	2.8%
計		72	100.0%
「その他」記入欄の回答内容	・農地の積極的な活用、農業委員会の簡素化 ・小郡市東部、甘鉄沿線の早急な開発 立石地区		